

**災害時における法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の
申告期限の延長に関するQ&A**

(平成 30 年 10 月 17 日更新)

Q1 災害時における法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告期限の延長の制度について概要を教えてください。

A 災害などの理由により、申告・申請・届出等の提出又は納付・納入に関する期限を延長する制度です。その災害がやんだ日から2ヶ月以内に限り、申告・納付等の期限が延長されます。

【地域指定による期限延長】

Q2 今般の平成 30 年 7 月豪雨により、地域指定による期限延長が行われたと聞きました。この地域指定された地域に主たる事務所又は事業所を有する納税者は県税事務所に何か手続きをしなければならないのでしょうか。

A 平成 30 年 7 月豪雨における地域指定による期限延長については、平成 30 年 7 月 20 日付けで広島県内の一部の地域を指定して行われており、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する申告・納付などについて、その期限を平成 30 年 11 月 27 日まで延長することとしました。(平成 30 年広島県告示第 745 号)

地域指定された地域に主たる事務所又は事業所を有する納税者は、地域指定によって、特段の手続きを経ることなく、**自動的に申告・納付の期限が延長されます。**

したがって、その指定された期日(平成 30 年 11 月 27 日)までに申告すればよいことになります。

なお、この期日以降においても、平成 30 年 7 月豪雨による災害等により、申告・納付等が困難な事情があるときは、個別に申請することにより、申告・納付の期限を延長することができますので、県税事務所へお問い合わせください。

地域指定された地域については、次のとおりです。

(・ 広島市安芸区 ・ 呉市 ・ 竹原市 ・ 三原市 ・ 尾道市 ・ 東広島市 ・ 江田島市
・ 安芸郡府中町 ・ 安芸郡海田町 ・ 安芸郡熊野町 ・ 安芸郡坂町)

【地域指定されていない地域の期限延長】

Q3-1 地域指定されていない地域に、主たる事務所があります。災害時における法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告期限の延長の制度について概要を教えてください。

A

・法人県民税については、次のいずれかによる延長ができます。

- ① 広島県税条例第 23 条第 2 項による災害延長を申請(すべての申告・申請・届出)してください。

【延長期限】 災害のやんだ日から 2 月以内

- ② 税務署で法人税の延長申請が認められた場合、法人県民税も同期間延長ができます。

・法人事業税・地方法人特別税については、次のいずれかによる延長ができます。

- ① 広島県税条例第 23 条第 2 項による災害延長を申請(すべての申告・申請・届出)してください。

【延長期限】 災害のやんだ日から 2 月以内

- ② 地方税法第 72 条の 25 第 2 項ほか(第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。)による災害延長を申請(確定申告のみ)してください。

【延長期限】 主たる都道府県知事の承認を受け、その指定した日

Q3-2 災害時における法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告期限の延長申請に必要な書類と提出期限及び提出先を教えてください。

A 次のとおりです。

- ① 広島県税条例第 23 条第 2 項による災害延長申請の場合

法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	【延長期限】 災害のやんだ日から 2 月以内 【提出書類】 ・ 広島県税規則第 18 号様式 (期限延長申請書) ・ り災・被災証明 (※) 【提出期限】 延長申請理由のやんだ後、遅滞なく 【提出先】 県税事務所
---------------------------	---

(注) 広島県以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例によりそれぞれ申請が必要になります。

② 地方税法第 72 条の 25 第 2 項ほか（第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）による災害延長申請の場合

法人県民税	<p>税務署で法人税の延長申請が認められた場合、法人県民税も同期間延長ができます。</p> <p>【提出書類】申請・届出等は必要ありません。</p> <p>税務署で延長申請が認められた場合は延長されますので、法人税に係る提出期限の延長の申請書の写しをご提示ください。</p>
法人事業税 地方法人特別税	<p>【延長期限】主たる都道府県知事の承認を受け、その指定した日</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 13 号様式(災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書) ・法人税に係る提出期限の延長の申請書の写し ・り災・被災証明(※) <p>【提出期限】事業年度終了の日から 45 日以内</p> <p>【提出先】主たる事務所等が所在する都道府県</p> <p>(注) 広島県以外に主たる事務所等がある法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、広島県への申請は不要です。</p>

(※) り災・被災証明について、申請と同時に提出が困難な場合は、可能となった後、速やかに提出してください。

Q4 申請書には押印が必要ですか。

A 押印により難しい場合は、サイン等をお願いします。

Q5 申告期限等の延長により、法人事業税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、中間申告は必要ですか。

A 中間申告は不要です。

※ 法人税において同様に中間申告が不要である場合、法人県民税の中間申告も不要です。

Q6 延滞金の計算はどうなりますか。

A 延長された(法定)納期限の翌日から計算を開始します。